

# 平成 16 年事業所・企業統計調査の概要

## 1 調査の目的

平成 16 年事業所・企業統計調査は、我が国の民営の事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

## 2 調査の沿革

調査は統計法に基づく指定統計調査（指定統計第 2 号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和 22 年に開始され、平成 8 年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。

調査は昭和 23 年調査から昭和 56 年調査までは 3 年ごと、昭和 56 年以降は 5 年ごとに実施している。

なお 5 年ごとの調査の中間年は事業所・企業統計調査の簡易調査とされ、平成 11 年調査は簡易調査として初めて実施された。

平成 16 年は、この簡易調査の実施年にあたる。

なお、今回の調査は、調査対象の事業所及び企業の負担や地方の事務などの負担を軽減し、より効率的かつ円滑に調査を実施する観点から、サービス業基本調査及び経済産業省所管の商業統計調査と同時に一枚の調査票で実施した。

## 3 調査日

平成 16 年 6 月 1 日

## 4 調査の対象

調査日現在、国内に所在する民営の事業所。

ただし、次の事業所は調査対象外とした。

(1) 日本標準産業分類（平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号）の「大分類 A－農業」、「大分類 B－林業」及び「大分類 C－漁業」に属する個人経営の事業所

(2) 同日本標準産業分類の「中分類 83－その他の生活関連サービス業（小分類 832 家事サービス業に限る）」及び「中分類 94－外国公務」に属する事業所

(3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外とした。

ア 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設のうち、産業小分類 845「公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所

イ 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯

(4) なお、次の事業所は、事業所・企業統計調査でいう事業所に含めていない。

ア 収入を得て働く従業者がいないもの

イ 休業中で、かつ従業者がいないもの

ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

## 5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所とした。

## 6 調査の方法

調査は民営事業所を対象とする全数調査で、次に示す2つの方法により調査を行った。

### (1) 調査員調査方式

総務大臣—都道府県知事—市町村長—統計調査員（指導員）—統計調査員（調査員）—民営事業所の流れにより調査員が調査票を配布、収集する方法

### (2) 本社等一括調査方式

あらかじめ指定した企業の事業所について、経済産業大臣または都道府県知事が事業所の本社等に支社等事業所ごとの調査票を記入、依頼する方法

## 7 調査事項

### 【事業所に関する事項】

- ア 名称及び電話番号
- イ 所在地
- ウ 経営組織
- エ 本所・支所の別
- オ 開設時期
- カ 従業者数
- キ 事業の種類

### 【会社企業に関する事項】

- ア 資本金額
- イ 会社全体の常用雇用者数
- ウ 会社全体の主な事業の種類